

2025-1 税務・労務・法務情報

外貨換算については、取引日換算が原則となっています。しかし、実務上は月末レート・月平均レート等の使用についても従来BIRからの指摘はありませんでした。しかし、最近の税務調査において、下記RMC2024-12の規則を厳格適用する指導を行っているようです。ペナルティーについては未だ不明ですが、将来のトラブルを回避するためにも、取引日換算に移行されることをお勧めします。

RMC 2024-12 外貨建取引の税務上の取扱について

本規則は、ペソを機能通貨（Functional Currency）とする者に対してのみ適用されます。Q&A 形式で解説しています。

1. 換算日・・・取引日、報告日、決済日等としています。

*月末レート一括換算でBIRから指摘を受けた事例はありません。（今回初めての指摘です）

*月末レート一括換算・月平均レート一括換算は認めないこととなりました。

2. 換算レート・・・取引日のスポットレート（但し、各種存在するので、継続適用を条件に選択可能）

BAP（Banker's Association of the Philippines）公表レート使用を原則とするが、BSP（Bangko Sentral ng Pilipinas）,Bloomberg等の使用も可能。（但し、課税期間開始30日前までに届け出が必要）

3. 実現為替差損と未実現為替差損・・・区分整理が必要。税務上の課税所得金額算出上、未実現為替差損益は含まれません。

4. 為替差益と為替差損の相殺処理・・・不可。区分表示が原則。

*経済特区登録企業については、為替差益は一般法人課税（為替差損は原価算入不可）と当局は主張していますので、実務的には相殺表示することをお勧めしています。

5. 所得税以外の税目（VAT,印紙税等）は、取引日のレートを使用。

ジャパンデスク 清水 麻利

（英語・タガログ語↔日本語翻訳業務担当）